

ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)のご案内

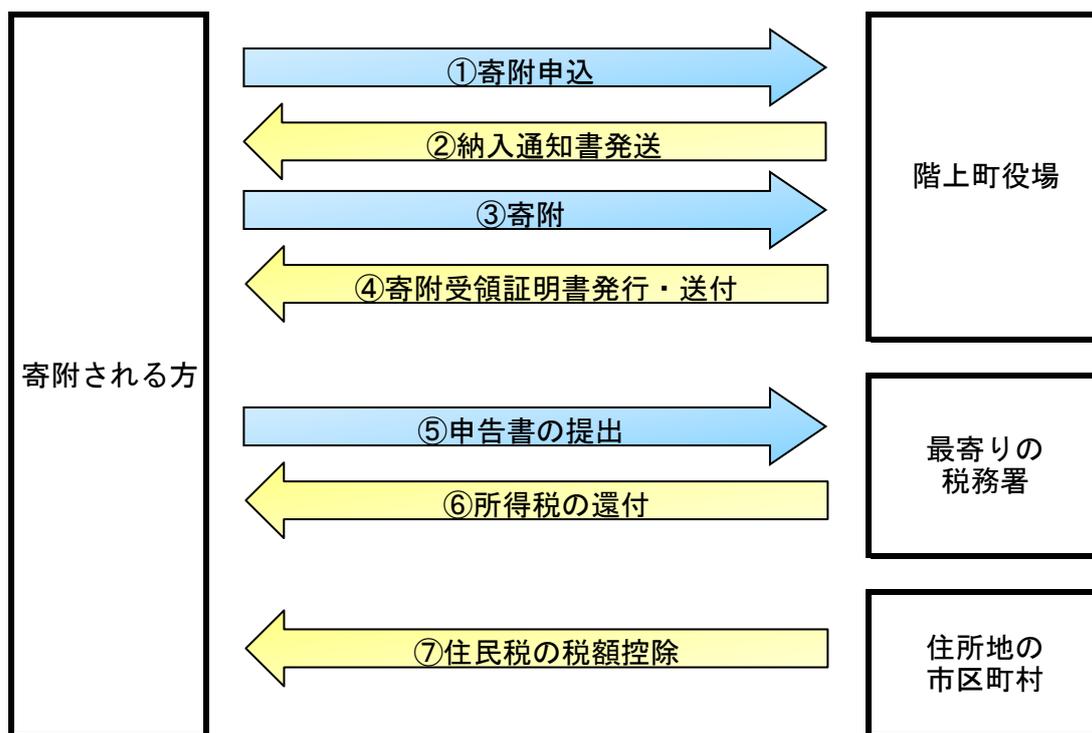
階上町を応援してください!!

○ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)とは

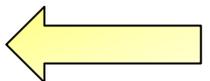
「ふるさとを応援したい」、「ふるさとに貢献したい」。ふるさと納税とは、ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村)への寄附金のこと、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。ただし、この控除を受けるためには、確定申告またはお住まいの市区町村への申告手続きが必要となります。



○手続きの流れ



寄附される方に行って
いただく手続き等



行政機関が行う手続き
等

※②については、口座への振り込みや現金書留による寄附の場合は
発送されません。

※⑦については、控除後の税額で
翌年度の住民税が課税されます。

○寄附の方法

1. 寄附の申込み

「ふるさと応援寄附金申込書」により郵送またはFAX、電子メールでお申し込みください。申込書はこの最終ページのほか、申込書と記入例コーナーからもダウンロードすることができます。

2. 納入方法

次の方法からの選択により寄附していただきます。

- ①納入通知書による（県内で寄附される方のみとなります）
- ②町の指定する口座へ振り込み（振込手数料は寄附される方の負担となります）
金融機関名：青森銀行階上支店
口座名義：階上町会計管理者
口座番号：普通預金 2111
- ③現金書留による郵送（郵送料は寄附される方の負担となります）



3. 寄附受領証明書の発行

寄附金の納入が確認でき次第、寄附受領証明書を発行・郵送します。「寄附受領証明書」は、確定申告手続きの際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

○寄附金の活用は

階上町では皆様からいただいた寄附金は、魅力あるまちづくりのため、次のまちづくりについて活用させていただきます。

- ①産業振興に関すること
- ②教育文化に関すること
- ③健康福祉に関すること
- ④その他まちづくり事業に関すること



○階上町の特産品をお贈りします

平成25年度から町外在住の方で、20,000円以上寄附された方へお礼として階上町の特産品をお贈りすることとしました。

階上町の旬の味覚をお届けいたします。

※特産品の進呈は、同一年度内(4月から翌3月)に、お一人様一回限りとさせていただきます。



○税額控除の計算方法

地方公共団体への寄附金は2,000円を超える部分について一定の限度額まで、所得税と住民税を合わせて全額控除されます。

1. 所得税（所得控除）

その年に寄附した金額の合計額から2,000円を減じた額が、所得金額から控除されます。ただし、控除の対象となる寄附金の額は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、年間総所得金額等の40%が限度となります。

2. 住民税（税額控除）

次の合計額が、翌年度の個人住民税額から控除されます。

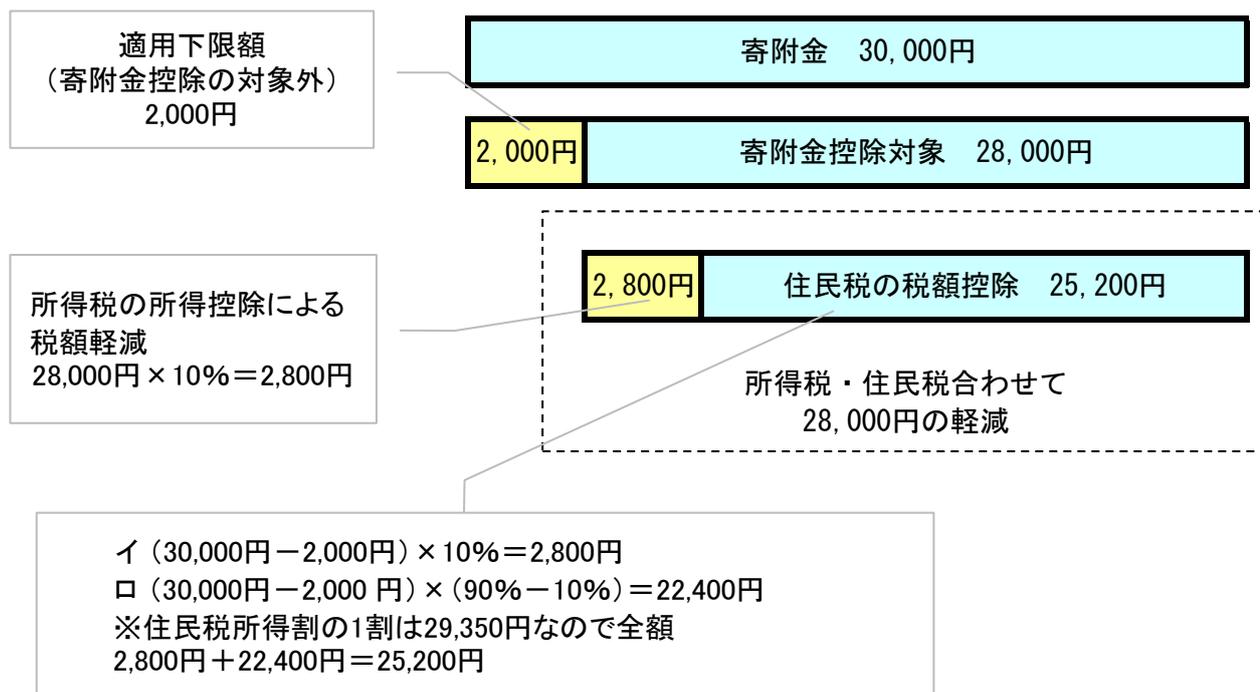
イ (その年に支出した寄附金の合計額 - 2,000円) × 10%

ロ (その年に支出した寄附金の合計額 - 2,000円) × (90% - 所得税の税率)

ただし、ロの額については個人住民税所得割額の1割が限度となります。また、控除の対象となる寄附金の額は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、その年の総所得金額等の30%が限度となります。

●具体例

たとえば、給与収入700万円のケースで所得税の税率10%、住民税所得割額が293,500円の方が、30,000円の寄附をした場合、所得税・住民税合わせて28,000円が軽減されます。



※控除対象額は、家族構成や給与収入額等で一人ひとり異なりますので、お住まいの市区町村税務担当窓口までお問い合わせください。



○お問い合わせ

〒039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

総合政策課政策推進グループ

電話：0178-88-2113

FAX：0178-88-2117

E-mail：hashikami01@town.hashikami.lg.jp